

春日井市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金（以下「経営所得安定対策等」という。）の推進を図るため、春日井市地域農業再生協議会（以下「再生協議会」という。）が行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、再生協議会が行う経営所得安定対策等推進事業（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）に規定する経営所得安定対策等推進事業をいう。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用のうち、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 地域段階における推進活動に要する費用
- (2) 前号に定めるもののほか補助事業の円滑な実施のために要する費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とする。ただし、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第4条に規定する交付決定の額以内の額とする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する市長が定める期日は、当該年度の4月30日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第3号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、

次のとおりとする。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業（変更）計画書（補助対象経費内訳）（第1号様式）
- (2) 経営所得安定対策等推進事業交付決定前着手届（第2号様式。規則第4条の交付決定前に補助事業に着手する場合に限る。）
（申請の取下げ）

第7条 規則第5条第1項に規定する申請の取下げをできる期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、再生協議会は、その理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（交付決定内容の変更）

第8条 再生協議会は、規則第8条第1項の規定に基づき、交付決定内容を変更する場合は、補助事業等計画変更承認申請書に経営所得安定対策等推進事業（変更）計画書（補助対象経費内訳）を添付しなければならない。

- 2 規則第8条第1項に規定する市長が定める軽微な事項の変更の範囲は、補助金の額に変更を生じない場合とする。

（補助金の交付方法）

第9条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、再生協議会の請求に基づいて交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

- 2 再生協議会は、前項の請求を行う場合は、当該交付決定額を基に補助金を概算払いで請求することができる。
- 3 前項の規定に基づき補助金を概算払いで請求するときは、経営所得安定対策等推進事業費補助金請求書（第3号様式）により請求するものとする。

（検査等）

第10条 市長は、再生協議会に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ又はその状況を実地に検査

することができる。

(事業遅延の届出)

第11条 再生協議会は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、その理由及び遂行状況を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第9条の実績報告は、補助事業等実績報告書に経営所得安定対策等推進事業報告書(補助対象経費内訳)(第4号様式)を添えて補助事業の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の経理及び帳簿等の保管)

第13条 再生協議会は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類等を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

(春日井市直接支払推進事業費補助金交付要綱の廃止)

2 春日井市直接支払推進事業費補助金交付要綱(平成25年4月1日施行)は、廃止する。ただし、廃止前の春日井市直接支払推進事業費補助金交付要綱により平成26年度までに実施した事業等については、なお従前の例によるものとする。